



生成AI時代の「声の権利」： 法務省が示した新たな法的指針

2026年7月、法務省が示した生成AIによる「声の無新利用」
に関する法的枠組みと実務上の注意点。

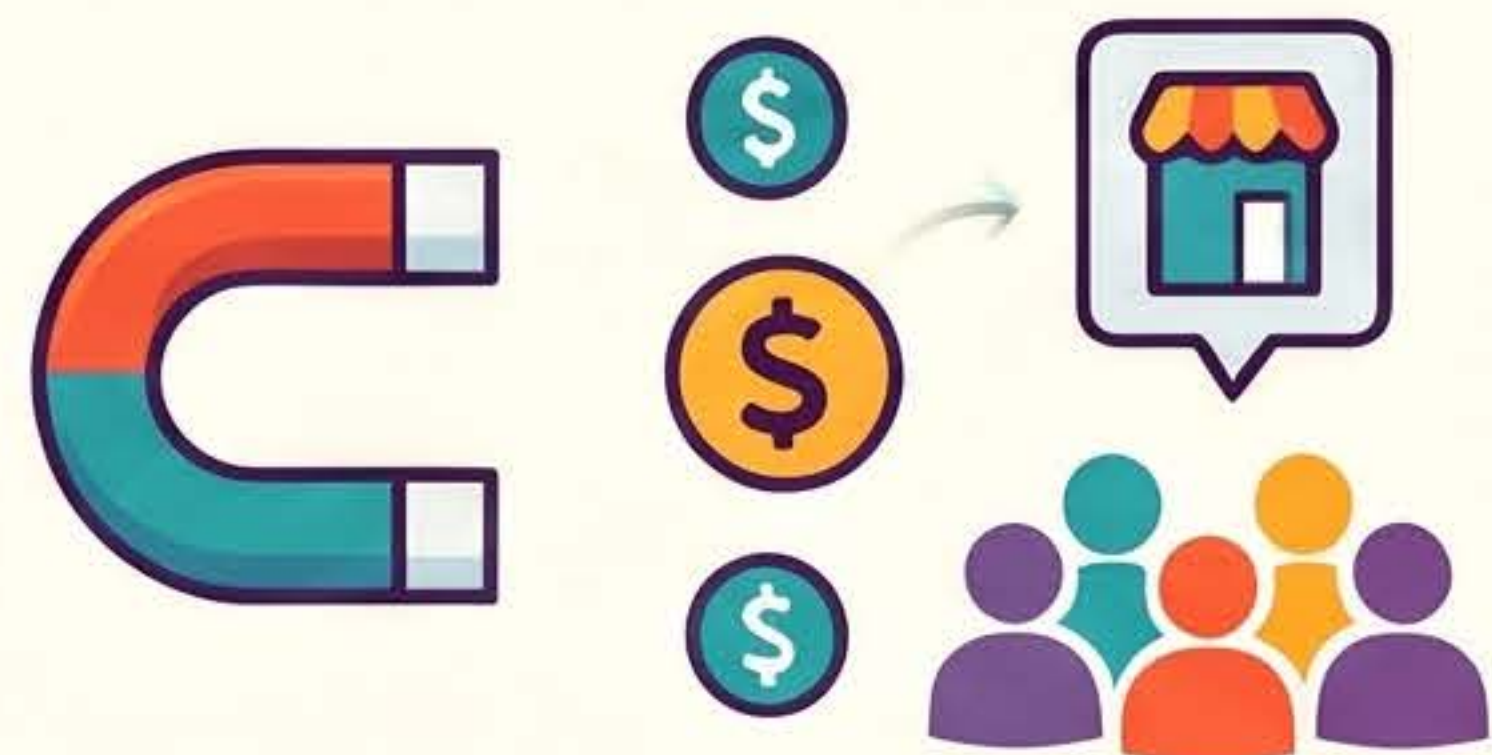


「声の権利」の定義と侵害の判断基準



「声」もパブリシティ権 の保護対象に

肖像（顔）と同様、声も人格権に由来する
「みだりに利用されない権利」として保護。



判断の鍵は「専ら顧客 吸引力の利用目的」

収益目的や商品差別のために、特定人の集客
力を不当に利用しているかが違法の基準。



物まね芸は原則「侵害なし」：
芸としてのアピールは許容。

VS



偽装は「侵害」：本人と誤解させる
AI悪用は権利侵害。

AI事業者・利用者が負うべき実務責任



著作権が適法でも
「声の権利」侵害は別
AI学習が著作権法で許容される場合
でも、人格権やパブリシティ権侵害
は別途成立。



AI事業者の「免責」を 左右するフィルタリング

著名人名の除外措置や迅速な削除
体制の構築が、共同不法行為責任
を回避する鍵。



特定人に特化した学習・ 生成サービスのリスク

特定の声を容易に再現できる機能
の提供は、事業者自身が差止請求
の対象になり得る。

世界の動き：海外での「明文立法」規制



米テネシー州
ELVIS法（2024）
声を「財産権」として明記。
ツール提供者にも責任。



中国
民法典（2020）
自然人の声の保護を肖像権
の規定に準用すると明文化。



EU
AI法（2026適用）
ディープフェイクに対する
表示・透明性義務を規定。